

毎月分配型投資信託の収益分配金に関するご説明

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

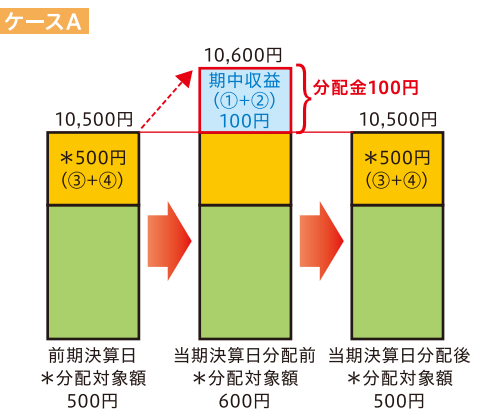
● 投資信託で分配金が支払われるイメージ



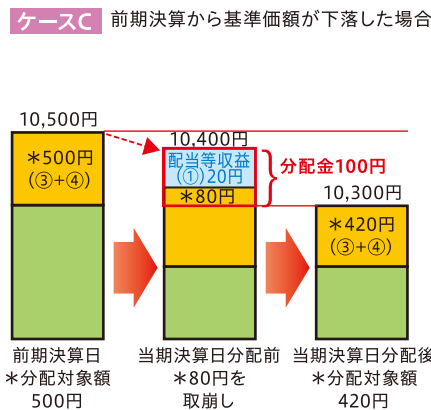
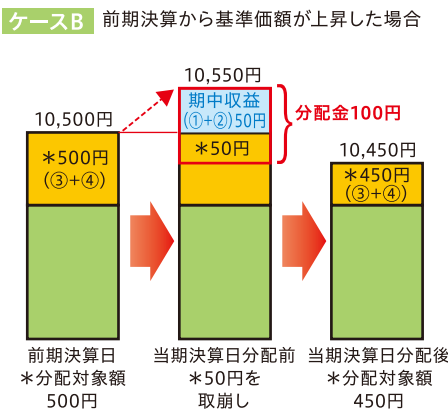
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

● 分配金と基準価額の関係（イメージ）

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合



計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- ①配当等収益（経費控除後）、②有価証券売買益・評価益（経費控除後）、③分配準備積立金、④収益調整金

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

- ケースA** 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円
- ケースB** 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円
- ケースC** 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

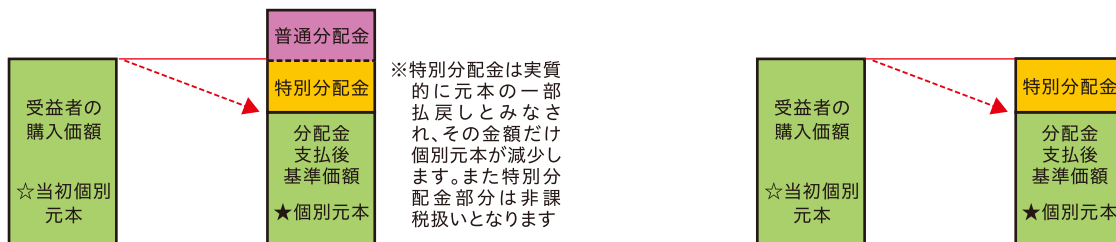


★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。

分配金の一部が元本の一部払い戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払い戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
特別分配金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、特別分配金の額だけ減少します。

※本リーフレットに記載された文言等、ご不明な点がございましたら、取引店までお尋ねください。

投資信託ご購入に際してのご注意

- 投資信託は預金ではありません。また静岡中央銀行が元本を保証するものではありません。
- 投資信託は預金保険の対象ではありません。また、ご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託は、国内外の株式や債券などを投資対象にしますので、組入れた株式や債券等の価格が下落、発行会社の倒産、為替変動等によりお受取金額が投資元本を下回ることがあります。また、分配金は増減したり、支払われないことがあります。
- 投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客さまに帰属します。
- 投資信託に関する費用などは次の通りとなります。
 - 『申込手数料』 お申込金額に対し、最高3.675%（税込）
 - 『信託報酬』 純資産総額に対し、最高年率1.68%（税込）
 - 『信託財産留保額』 ご換金時の基準価格に対し、最高0.3%その他監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、外貨資産の保管費用、信託事務の諸費用等が信託財産の中から差し引かれます。なお当該費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことが出来ません。詳細は最新の投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。
- 投資信託の換金には日数がかかります。さらに、投資信託によっては、換金に制限があるものがあります。
- 投資信託は静岡中央銀行がお申込のお取り扱いを行い、投資信託委託会社が運用を行います。
- 投資信託は金融商品取引法第37条の6の規定に基づく書面による契約の解除（クーリング・オフ）の適用はありません。
- 当資料は当行が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 投資信託のご購入の際は、当行担当者より「契約締結前交付書面（最新の目論見書および補完書面）」を交付し、商品内容・リスク・費用等についてご説明させていただきます。内容をご理解のうえ、ご自身でご判断ください。
- 最新の目論見書は、当行の本・支店などの窓口にてご用意しています。

